

ETC カード特約（クレジット一体型：個人用）

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）と ETC 決済契約を締結した者で、当社が指定する者となります。
2. 「ETC システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETC カード」とは、当社のクレジットカードの機能と、ETC システムにより料金を支払う ETC カードの機能を一体化し、双方の機能を一枚で提供するカードとします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
5. 「路側システム」とは、ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

第2条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社に対し、本特約及び三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を会員（以下「会員」という）とし、ETC カードを発行・貸与します。
2. ETC カードの所有権は当社に属します。ETC カードは ETC カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
3. 会員は、ETC カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETC カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETC カードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETC カードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC カードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC カードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

3. ETC システムと当社のクレジットカードの両方を取り扱う料金所では、原則として、ETC システムの利用として取り扱うものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従い支払うものとします。

2. 前項の支払いに係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、クレジットカードの支払区分が「いつでもリボ」及び「あとからリボ」の場合は会員規約第32条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

ETC カードは、クレジットカードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員が、クレジットカードの利用枠を超えて ETC カードを使用した場合も、会員は当然にその支払の責を負うものとします。

第6条（利用疑義）

当社からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第7条（紛失・盗難）

1. ETC カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、その ETC カード利用料金についてすべて支払いの責を負うものとします。

2. 会員は、ETC カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文章で届出いただく場合があります。

3. 当社は、ETC カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当社の任意の判断で ETC カードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第8条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人に ETC カードを不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当社への届出がなされたときは、こ

れによって会員が被る ETC カードの不正利用による損害をてん補します。

2. 保障期間は、ETC カードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

- ① 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。
- ② 損害の発生が保障期間外の場合
- ③ 会員の家族・同居人・ETC カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
- ④ 会員が本条4項の義務を怠った場合
- ⑤ 紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合
- ⑥ 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
- ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
- ⑧ その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害

4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条 (ETC カード年会費)

1. 会員は、当社に対して所定の ETC カード年会費を、カードの年会費とは別に支払うものとします。

2. ETC カード年会費の支払期日は、ETC カード送付時に通知するものとし、支払われた ETC カード年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条 (会員資格)

会員が、クレジットカードの会員を退会し、または会員資格を喪失した場合、ETC カードの会員資格も喪失します。

第11条 (再発行)

1. ETC カードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合会員は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うものとします。

2. ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する登録型割引制度（以下「登録型割引制度」という）を利用する会員は、自ら、

道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでの ETC カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETC カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 1 2 条 (利用停止措置)

当社は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合又は ETC カード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなく ETC カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第 1 3 条 (免責)

1. 当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETC カードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について責任を一切負わないものとします。

第 1 4 条 (特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新特約を送付した後に ETC カードを利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 1 5 条 (ETC システム利用規程の遵守)

会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとします。

第 1 6 条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2021年4月改定)